

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令案について

1 制定の必要性

社員総会の招集通知のように、法人と社員等との間で行われる書類のやりとりについて、電磁的方法によって行うことを許容するにあたり、「IT書面一括法」(注)の枠組みに倣い、電磁的方法を用いることについての事前承諾手続等を定める政令を制定しようとするもの。

(注) 民 民間の書面の交付等を義務付けている諸法律(訪問販売等に関する法律等、計50本)を改正し、書面の交付等に加え、送付される側の同意を条件に、電子メール等の電子的手段を容認するもの。

2 政令案の概要

社員総会等の招集通知を電磁的方法により発出する場合(第1条関係)

あらかじめ、通知を受ける者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないものとする。

社員総会において電磁的方法により議決権の行使等をする場合(第2条関係)

あらかじめ、一般社団法人等に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないものとする。

3 制定時期

平成19年2月下旬を予定

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行令

内閣は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第三十九条第三項、第五十条第三項、第五十二条第一項、第三百三十三条第三項及び第百八十二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（電磁的方法による通知の承諾等）

第一条 次に掲げる規定により電磁的方法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法」という。）第十四条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一 法第三十九条第三項

二 法第百八十二条第二項

2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(書面に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等)

第二条 次に掲げる規定に規定する事項を電磁的方法により提供しようとする者(次項において「提供者」という。)は、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 法第五十条第三項

二 法第五十二条第一項

三 法第三百三十三条第三項

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

附 則

この政令は、法の施行の日から施行する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則案について

1. 基本的な考え方

主務官庁制から離れ、登記のみで設立可能な法人となることから、法人の組織及び運営の適正化や円滑化を確保するために必要な技術的、細目的事項(別紙参照)を省令に委任

新たな法人制度にあっては、一般社団・財団法人として活動するか、公益認定を受けて公益社団・財団法人として活動するかの選択肢があることを踏まえ、本施行規則においては、必要最小限の基本方針を規定する予定

2. 主な省令委任事項の内容

書面等の電子化に関する事項

例 電磁的記録に記録された事項を表示する方法(電磁的記録によって作成された定款、計算書類等の閲覧方法)

電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする等

社員総会及び評議員会の手続の細目に関する事項

例 1 社員総会及び評議員会招集の際の法に掲げる事項以外の決定事項

役員を選任が社員総会等の議題となる場合における議案の概要(役員候補者の氏名等)を決定事項とする等

例 2 社員総会及び評議員会の議事録の作成方法

書面又は電磁的記録で作成することとし、開催の日時場所、議事の経過及びその結果等を記載事項とする等

会計や監査の手続に関する事項

例 1 監事による監査報告書の作成方法

監査の方法及びその内容、計算関係書類が当該法人の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかについての監事の意見、監査報告を作成した日等を記載事項とする等

例 2 会計帳簿の作成方法

書面又は電磁的記録で作成することとし、会計帳簿上の資産には原則として取得価額を付するものとする等

例3 計算関係書類の作成方法

貸借対照表は資産、負債及び純資産の部に区分して表示すべきこととする等

合併の手續等に関する事項

例 吸収合併消滅法人の事前開示事項

合併当事法人の財務状況、債務の履行の見込みに関する事項等を開示事項とする。

3. 制定時期

公益認定を受けた法人の会計処理のルールや公益認定等委員会への諮問事項である政令・府令の案を詰める際の土俵となるものであることから、パブコメ期間を含め、平成19年3月中の制定を目指したい。

一般社団・財団法人法における省令委任事項

- 1 社員総会及び評議員会関係
 - ・社員総会及び評議員会招集の際の法に掲げる事項以外の決定事項
 - ・社員総会参考書類及び議決権行使書面の作成方法等
 - ・書面又は電磁的方法による議決権行使の期限
 - ・理事等の説明義務の解除事由(説明のために調査が必要な場合等)
 - ・社員総会及び評議員会の議事録の作成方法
- 2 役員等関係
 - ・補欠の法人役員を選任(複数の補欠を選任する場合の優先順位等)
 - ・業務の適正を確保するための体制として定めるべき事項(大規模法人のみ義務付け)
 - ・理事会の議事録の作成方法
 - ・監事及び会計監査人による監査報告書の作成方法
 - ・監事の調査の対象(調査権が及ぶ子法人の範囲)
 - ・役員等の責任の一部免除における最低責任限度額の算定方法
 - ・役員等の責任の一部免除の決議後に受ける退職慰労金等
- 3 計算関係
 - ・会計帳簿及び計算関係書類,事業報告並びに附属明細書の作成方法
 - ・監事及び会計監査人の監査の方法
 - ・計算書類等の社員及び評議員への提供方法
 - ・貸借対照表等の公告方法
- 4 基金関係(社団のみ)
 - ・基金の引受けの申込みをしようとする者に対して通知すべき事項
 - ・現物抛出事項についての検査役の調査を要しない市場価格のある有価証券
 - ・基金の払込みを取り扱うべき「銀行等」の範囲
 - ・合併後存続する又は合併により設立する法人が代替基金として計上すべき額
- 5 解散及び清算関係
 - ・事業を廃止していない旨の届出
 - ・清算法人の業務の適正を確保するための体制として定めるべき事項の内容
 - ・清算人会の議事録の作成方法
 - ・清算開始時の財産目録及び貸借対照表の作成方法
 - ・各清算事務年度に係る貸借対照表,事務報告及び附属明細書の作成方法
 - ・清算法人の監査報告の作成方法
 - ・決算報告の作成方法
- 6 合併

- ・吸収合併消滅法人，吸収合併存続法人及び新設合併消滅法人の事前開示事項
- ・債権者保護手続における公告事項
- ・吸収合併存続法人が承継する資産及び債務の額等
- ・吸収合併存続法人及び新設合併設立法人の事後開示事項等

7 訴訟，登記，公告

- ・責任追及の訴えの提起の請求方法
- ・責任追及の訴えを提起しない理由の通知方法
- ・電子公告及び電磁的方法による決算公告を行う場合の登記事項
- ・公告方法の範囲

8 電磁的記録及び電磁的方法

- ・電磁的記録及び電子署名の内容
- ・電磁的記録に記録された事項を表示する方法
- ・電磁的方法の内容
- ・電磁的記録の備置きに関する特則
- ・検査役が裁判所に提供する電磁的記録
- ・検査役による電磁的記録に記録された事項の提供方法
- ・電子公告を行うための電磁的方法

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律について

明治29年の民法の制定以来、社団法人や財団法人を設立するには、主務官庁による設立の許可が必要とされている。平成10年の特定非営利活動促進法の制定、平成13年の中間法人法の制定により、営利(剰余金の分配)を目的としない社団について法人格取得の機会が拡大されてきたが、いずれも社団のみに関する制度であり、また、特定非営利活動法人を設立するには行政庁の認証が必要とされている。

今般の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」は、法人格の取得と公益性の判断を分離するという基本方針の下、営利(剰余金の分配)を目的としない社団及び財団について、登記のみによって一般的に法人格を取得することができる法人制度を創設したものである。

(制度のポイント)

- ・ 事業に制限はなく、自由で自律的な活動が可能(幅広い活動範囲)。
- ・ 社団は社員となろうとする者が2人以上集まることにより、財団は設立者が300万円以上の財産を拠出することにより、設立が可能(簡易な設立要件)。
- ・ 定款をもってしても、社員や設立者に剰余金や残余財産の分配を受ける権利を付与することはできない(非営利性の確保)。
- ・ 主務官庁制の廃止により、行政庁が法人の業務・運営全体について一律に監督することはない。社会や市場における契約主体として、取引相手に不測の損害を与えないという観点も含め、法人の自主的、自律的な運営を確保するため、最低限必要な機関(理事の任務や責任の明確化)や透明性の向上(財務状況の開示)に関する事項を法定。

法人格取得のメリット

- ・ 構成員とは切り離された、団体自体の名義で銀行口座の開設や財産の登記、登録が可能となる(注)。

(注) 代表者や構成員の名義では、代表者等の死亡や交替ごとに名義の書換えを余儀なくされるほか、内紛が生じた場合、団体の固有財産と代表者等の個人

財産との分別が不明瞭になりやすく、トラブルが一層深刻となるおそれがある。

- ・ 団体の存在が登記によって公示されるとともに、その組織及び運営に関する規律が法律上明確となることから、私法上の取引主体としての地位が確保され、法人と取引関係に立つ第三者の保護を図ることができる(注)。

(注) 登記のない団体と取引をする場合、代表者の資格の確認方法が一義的でなく、相手方にとって、団体との取引であるのか、代表者個人との取引であるのか
が不分明となるおそれがある。